

介護保険と 高齢者福祉の手引き

—平成27年4月版—



も く じ

介護保険制度のしくみ	1
介護保険料とその納め方	2
介護保険サービスを利用するには	3
要介護1～5の方が利用できるサービス	5
要支援1・2の方が利用できるサービス	10
サービスの利用者負担と負担の軽減について	13
その他の高齢者支援サービス	16
各種相談窓口	19

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、函館市が主体となって運営する制度であり、平成27年度からは、第6期函館市介護保険事業計画に沿って運営されます。

40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用するしくみとなっています。

運営主体（保険者）：函館市

- 保険証の交付
- 要介護認定
- 保険給付
- 事業者の指定、指導監督
- 介護サービスの基盤整備
- 保険料の徴収
- 地域包括支援センターの設置

加入者（被保険者）

- 保険料の納付
- 要介護認定を受けてサービスを利用
- 利用者負担の支払い

第1号被保険者

65歳以上の方

第2号被保険者

40歳から64歳までの医療保険加入者

サービスが利用できるのは、それぞれ以下の方です

介護が必要であると認定された方（病気やけがの種類は問われません。）

初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

（※）特定疾病の種類

- ①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症
 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆特定疾病に関するお問い合わせは 介護保険課 介護認定担当（TEL 21-3028）へ

サービスの利用にあたっては、原則としてかかった費用の1割（※）を負担します。

（※）平成27年8月以降は、第1号被保険者で一定以上の所得のある方は2割負担となります。要介護認定を受けている方には、平成27年8月に負担割合証が発行されます。

本人の合計所得金額が160万円以上の方	2割負担
世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の場合	1割負担
本人の合計所得金額が160万円未満の方	

○介護保険の財源構成（居宅介護サービス費の場合）

介護給付および予防給付の総費用					利用者負担 1割※
保険負担（9割または8割）					
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者の保険料 22%	第2号被保険者の保険料 28%	函館市の負担金 12.5%	北海道の負担金 12.5%	国の負担金 25%	

※一定以上の所得のある方は2割

介護保険料とその納め方

第1号保険料（65歳以上）

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直しを行っています。平成27～29年度までの保険料は下表のとおり決定しました。

保険料は所得水準に応じて9段階に分かれており、基準額（第5段階の額）は年額63,600円（月額5,300円）となっています。

段階	対象者	保険料（年額）	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5	31,800円 （月額2,650円）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下の方	基準額 ×0.75	47,700円 （月額3,975円）
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	47,700円 （月額3,975円）
第4段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	57,240円 （月額4,770円）
第5段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.0	63,600円 （月額5,300円）
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	76,320円 （月額6,360円）
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	82,680円 （月額6,890円）
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	95,400円 （月額7,950円）
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	基準額 ×1.7	108,120円 （月額9,010円）

※第1段階の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえて保険料を軽減する予定です。

■ 保険料の納付方法は2種類に分かれています。

区分	対象者	納付方法
特別徴収	年金を年間18万円以上受給している方	年金の受給月（年6回）に、保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	特別徴収以外の方	口座振替・納入通知書などにより市に納めていただきます。納期は4月から翌3月までの12期です。

※65歳以上になられたばかりの方や転入された方は、年金額が18万円以上であってもしばらくの間は「普通徴収」の方法で納めていただくことになります。

■ 保険料の軽減制度があります。

災害、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免を受けられる場合があります。また、第2段階および第3段階の保険料で所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

第2号保険料（40～64歳）

加入している医療保険ごとに給与や所得に応じて保険料額が決まり、医療保険の保険料に上乗せして徴収されます。

◆このページに関するお問い合わせは
介護保険課 介護保険料担当（TEL 21-3033）へ
保険料の納付に関するお問い合わせは
（TEL 21-3037）へ

■ 保険料を納めないでいると…

滞納期間	介護サービスを利用したときに
1年以上	一時的に全額負担することになります。後日、申請により保険給付分（9割または8割）が支給されます。
1年6か月以上	一時的に全額負担することになります。後日、申請により、保険給付分（9割または8割）から滞納保険料分を差し引いた額が支給されます。
2年以上	滞納期間に応じて自己負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護が必要であるかの認定を受ける必要があります。介護を必要とする方は、函館市の窓口で要介護認定の申請をしてください。

認 定 申 請

函館市の窓口へ申請をしてください。

本人や家族のほか、高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などによる代行申請も可能です。

《申請に必要なもの》

- 介護保険の被保険者証
- 40～64歳の方は医療保険の被保険者証

主 治 医 意 見 書

介護を必要とする原因疾患等について、主治医が意見書を作成します。
(市から主治医に直接依頼します。)

認 定 調 査

全国共通の調査票を用い、訪問調査員がご本人に面会して調査を行います。家族等の介護者に聞き取り調査をする場合もあります。

※訪問調査員は、都道府県等の研修を終了した主に介護支援専門員で、「函館市要介護認定・要支援認定訪問調査調査員証」を携帯しています。

介 護 認 定 審 査 会 に よ る 審 査 判 定

認定調査結果（一次判定および特記事項）と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護の必要度（要介護状態等区分）について審査判定します。

※原則として、申請してから30日以内に結果通知書と被保険者証を市から郵送します。

要介護状態等区分の決定

要介護 1～5

ケアプランの作成

居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。
事業所を決めるときは、十分に説明を受けたくうえで依頼してください。

要支援 1・2

介護予防ケアプランの作成

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。
住所地ごとに担当するセンターが決まっています。

非該当

市の相談窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターへ相談します。

サービス提供事業者と契約

契約時には内容をよく確認してください。
(料金、支払方法、契約期間、キャンセル料等)

※事業所の一覧は認定結果通知に同封します。

介護サービス
(介護給付) を利用

介護予防サービス
(予防給付) を利用

その他の高齢者支援
サービス等を利用

介護保険のサービス以外にも様々なサービスがあります。
ケアマネジャー（介護支援専門員）などにご相談ください。

ケアマネジャー （介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して適切なサービスが利用できるようにケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うのがケアマネジャー（介護支援専門員）です。



●ケアプラン作成の流れ

- ① 利用相談
本人や家族の要望を聞きながら、本人の心身の状態にあったサービスをどのように利用するか相談します。
- ② サービスの調整
サービス提供事業者と連絡調整し、サービスの予約などを行います。
- ③ （介護予防）ケアプランの作成
作成したケアプランを提示し、本人や家族から同意を得ます。

●要介護度ごとの身体の状態

（平均的な状態の例ですので、ご本人の状態と完全に一致するものではありません）

要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなど何かにつまらなければできない状態。
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要。
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要。
要介護2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要。
要介護3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要。認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる。
要介護4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要。認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する。
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要。

身体障害者手帳をお持ちの方

介護保険サービスと障がい福祉サービスが重複する場合は、介護保険が優先されます。（要介護認定の申請が必要です。）

なお、ガイドヘルプサービスなど介護保険にないサービスや、障がい者特有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい福祉サービスを利用できます。

要介護 1～5の方が利用できるサービス

在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。

身体介護中心	食事、入浴、排せつ、着替えなどの介助、通院介助 など	自己負担（1割）のめやす	
生活援助中心	掃除、洗濯、買い物、調理など	身体介護中心 30分～1時間未満	388円/回
通院などのための乗車・降車等の介助		生活援助中心 20分～45分未満	183円/回
		通院等乗降介助	97円/回
		※ 夜間・早朝 25%、深夜 50%増	

訪問入浴

看護師と介護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

自己負担（1割）のめやす	1,234円/回
--------------	----------

訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

自己負担（1割）のめやす	302円/回
--------------	--------

訪問看護

疾病等を抱えている人について、看護師等が自宅を訪問して、療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満）	
訪問看護ステーション	814円/回
医療機関	567円/回
※ 夜間・早朝 25%、深夜 50%増	

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

自己負担（1割）のめやす	
医師の場合 月に2回まで	503円/回
※ 職種により訪問できる回数や費用が異なります。	

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

基本のサービスに加えて、次のような加算があります。

- ・入浴介助加算
- ・栄養指導加算
- ・口腔機能向上加算
- ・個別機能訓練加算 など

自己負担（1割）のめやす（5～7時間未満の利用の場合）

小規模型	要介護1 641円/回	～	要介護5 1,107円/回
通常規模型	要介護1 572円/回	～	要介護5 988円/回
大規模型(I)	要介護1 562円/回	～	要介護5 971円/回

※ 食費やおむつ代は実費です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることができます。

基本のサービスに加えて、次のような加算があります。

- ・入浴介助加算
- ・栄養改善加算
- ・口腔機能向上加算
- ・リハビリテーション加算 など

自己負担（1割）のめやす（4～6時間未満の利用の場合）

通常規模型	要介護1 559円/回	～	要介護5 984円/回
大規模型(I)	要介護1 551円/回	～	要介護5 969円/回

※ 食費やおむつ代は実費です。

要介護 1～5の方が利用できるサービス

在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要介護2で1日あたり)

併設型の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	713円		370円
従来型個室	646円	1,380円	1,150円
ユニット型個室	743円		1,970円

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要介護2で1日あたり)

介護老人保健施設の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	871円		370円
従来型個室	795円	1,380円	1,640円
ユニット型個室	874円		1,970円

※ 送迎(片道)184円など、サービスの内容により加算があります。

※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(14ページ参照)

※ 日常生活品費も実費です。

※ おむつ代は利用料に含まれます。

【居室の種別について】

- 多床室とは、定員2人以上の部屋です。
- 従来型個室とは、従来からある個室で、特別な室料がかかった部屋です。
- ユニット型個室とは、同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。

特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している方が、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要介護2の場合)

月額(30日)	17,910円
※ 食費・家賃・管理費・日常生活費・おむつ代などは実費です。	



要介護 1～5の方が利用できるサービス

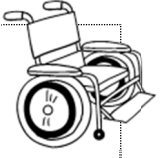
在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

福祉用具の貸与・購入

【福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるため、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

対象となる品目	①車いす★ ④特殊寝台付属品★ ⑦手すり ⑩歩行補助つえ ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)★	②車いす付属品★ ⑤床ずれ防止用具★ ⑧スロープ ⑪認知症老人徘徊感知機器★	③特殊寝台★ ⑥体位変換器★ ⑨歩行器 ⑬自動排泄処理装置★	
自己負担	貸与料の1割または2割			
(注) ★印の品目は、要介護1の方(⑬については要介護2または3の方を含む)は原則として介護保険の対象外ですが、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。				

【特定福祉用具購入費の支給】

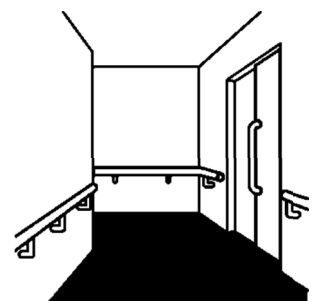
入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具を、特定福祉用具販売事業所から購入した場合に支給します。いったん費用全額を事業者に支払い、申請により9割または8割が支給されるしくみです。なお、対象費用の1割または2割のみを支払う受領委任払い制度もあります。

対象となる品目	①腰掛便座 ④簡易浴槽	②自動排泄処理装置の交換可能部品 ⑤移動用リフトのつり具の部分	③入浴補助用具
対象となる費用	1年間で上限10万円まで		
自己負担	対象となる費用の1割または2割		

住宅改修費の支給

生活環境を整えるために住宅改修が必要な場合、要介護度に関わらず住宅改修費を支給します。工事の前に事前申請を行い、工事後にいったん費用全額を施工業者に支払ってから支給申請をすることにより、9割または8割が支給されるしくみです。なお、対象費用の1割または2割のみを支払う受領委任払い制度もあります。

対象となる工事	①手すりの取り付け ③すべり防止や円滑に移動するための床材の変更 ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え ⑤和式から洋式への便器の取り替え ⑥各工事に付帯して必要な工事	②床段差の解消
対象となる費用	同一住宅について、20万円まで	
自己負担	対象となる費用の1割または2割	



事前にケアマネジャーや施工業者にご相談ください

- 心身の状態に適した住宅改修を行うため、担当のケアマネジャーまたは担当する高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに事前にご相談ください。
- 申請手続きには、住宅改修理由書や工事箇所の写真、工事費用の見積書などの添付書類が必要です。

要介護 1～5の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護と看護の連携により、定期巡回サービスと随時の訪問サービスを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
訪問介護のみ	10,100円/月
訪問介護と訪問看護を利用	12,897円/月

小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心として訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
同一建物以外居住者の場合	15,167円/月
※食費・宿泊費・おむつ代は実費です。	

夜間対応型訪問介護

夜間に、定期巡回や通報システムにより、訪問介護サービスを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす	
基本費用	981円/月
定期巡回	368円/回
随時訪問	560円/回

看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心として訪問や泊まりに訪問看護を組み合わせたサービスを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
同一建物以外居住者の場合	18,268円/月
※食費・宿泊費・おむつ代などは実費です。	

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、食事・入浴などの介護や日常動作訓練などを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
単独型 5～7時間未満	958円/回
併設型 5～7時間未満	861円/回
※食費やおむつ代は実費です。	
※入浴介助加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、個別機能訓練加算などの加算があります。	

認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、食事・入浴などの日常生活上の介護や支援、機能訓練を受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
月額（30日）	23,460円
※食費・家賃・水道光熱費・日常生活費・おむつ代などは実費です。	

地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護付有料老人ホーム（定員29名以下）に入居している方が、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
月額（30日）	17,910円
※食費・家賃・管理費・日常生活費・おむつ代などは実費です。	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホーム（定員29名以下）に入所している方が、食事・入浴などの日常生活上の介護や健康管理、機能訓練を受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要介護2の場合）	
ユニット型個室利用・月額（30日）	20,730円
※食費・居住費・日常生活費などは実費です。	
※食費・居住費は実費ですが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。（14ページ参照）	
※要介護1・2の方は原則として入所できませんが、在宅での介護が困難であると認められる場合はその限りではありません。施設にご相談ください。	

※ 函館市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として函館市にお住まいの方しか利用することができません。

要介護 1～5の方が利用できるサービス

施設サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事・入浴などの日常生活上の介護や健康管理、機能訓練を受けることができます。

介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けることができます。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床で、介護や医療・看護を受けることができます。

※ 要支援1・2の方は入所できません。

※ 介護老人福祉施設は、要介護1・2の方は原則として入所できませんが、在宅での介護が困難であると認められる場合はその限りではありません。施設にご相談ください。

介護保険施設別利用者負担一覧

単位:万円(月額(30日)概算)

利用者負担段階	居室の種別	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)				介護老人保健施設				
		1割負担	食費	居住費	合計	1割負担	食費	居住費	合計	
第1段階	多床室(相部屋)	1.5	1	0	2.5	1.5	1	0	2.5	
	従来型個室	1.5	1	1	3.5	1.5	1	1.5	4	
	ユニット型個室	1.5	1	2.5	5	1.5	1	2.5	5	
第2段階	多床室(相部屋)	1.5	1.2	1.2	3.9	1.5	1.2	1.2	3.9	
	従来型個室	1.5	1.2	1.3	4	1.5	1.2	1.5	4.2	
	ユニット型個室	1.5	1.2	2.5	5.2	1.5	1.2	2.5	5.2	
第3段階	多床室(相部屋)	2.5	2	1.2	5.7	2.5	2	1.2	5.7	
	従来型個室	2.5	2	2.5	7	2.5	2	4	8.5	
	ユニット型個室	2.5	2	4	8.5	2.5	2	4	8.5	
第4段階	一般	多床室(相部屋)	2.6	4.2	1.2	8.0	3.0	4.2	1.2	8.4
		従来型個室	2.5	4.2	3.5	10.2	2.8	4.2	5	12.0
		ユニット型個室	2.7	4.2	6	12.9	3.0	4.2	6	13.2
	現役並 所得者	多床室(相部屋)	2.6	4.2	1.2	8.0	3.0	4.2	1.2	8.4
		従来型個室	2.5	4.2	3.5	10.2	2.8	4.2	5	12.0
		ユニット型個室	2.7	4.2	6	12.9	3.0	4.2	6	13.2
利用者負担段階	居室の種別	介護療養型医療施設				※ 食費・居住費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(14ページ参照) ※ 日常生活品費も実費です。 ※ おむつ代は利用料に含まれます。 【居室の種別について】 ■ 多床室とは、定員2人以上の部屋です。 ■ 従来型個室とは、従来からある個室で、特別な室料がかかった部屋です。 ■ ユニット型個室とは、同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。				
		1割負担	食費	居住費	合計					
第1段階	多床室(相部屋)	1.5	1	0	2.5					
	従来型個室	1.5	1	1.5	4					
	ユニット型個室	1.5	1	2.5	5					
第2段階	多床室(相部屋)	1.5	1.2	1.2	3.9					
	従来型個室	1.5	1.2	1.5	4.2					
	ユニット型個室	1.5	1.2	2.5	5.2					
第3段階	多床室(相部屋)	2.5	2	1.2	5.7					
	従来型個室	2.5	2	4	8.5					
	ユニット型個室	2.5	2	4	8.5					
第4段階	一般	多床室(相部屋)	3.6	4.2	1.2		9			
		従来型個室	3.5	4.2	5		12.7			
		ユニット型個室	3.8	4.2	6		14			
	現役並 所得者	多床室(相部屋)	3.6	4.2	1.2	9				
		従来型個室	3.5	4.2	5	12.7				
		ユニット型個室	3.9	4.2	6	14.1				

要支援1・2の方が利用できるサービス

在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護、その他の日常生活上の支援を行います。

自己負担（1割）のめやす	
週1回程度（要支援1・2）	1,168円/月
週2回程度（要支援1・2）	2,335円/月
週3回程度（要支援2のみ）	3,704円/月

介護予防訪問看護

疾病等を抱えている人について、看護師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

自己負担（1割）のめやす（30分～1時間未満）	
訪問看護ステーション	814円/回
医療機関	567円/回
※ 夜間・早朝 25%、深夜 50%増	

介護予防訪問入浴

看護師と介護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供して、介護予防を目的とした入浴介護を行います。

自己負担（1割）のめやす	834円/回
--------------	--------

介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

自己負担（1割）のめやす	302円/回
--------------	--------

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

自己負担（1割）のめやす	
医師の場合 月に2回まで	503円/回
※ 職種により訪問できる回数や費が異なります。	

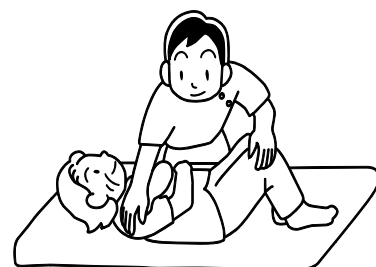
介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

基本のサービスに加えて、次のような加算があります。

- ・栄養改善加算
- ・口腔機能向上加算
- ・運動器機能向上加算 など

自己負担（1割）のめやす	
要支援1	1,647円/月
要支援2	3,377円/月
※ 食費やおむつ代は実費です。	



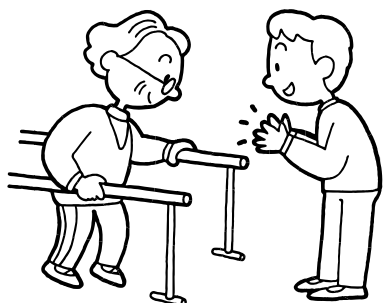
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的とした理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることができます。

基本のサービスに加えて、次のような加算があります。

- ・栄養改善加算
- ・口腔機能向上加算
- ・運動器機能向上加算 など

自己負担（1割）のめやす	
要支援1	1,812円/月
要支援2	3,715円/月
※ 食費やおむつ代は実費です。	



要支援 1・2の方が利用できるサービス

在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)

併設型の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	581円	1,380円	370円
従来型個室	538円		1,150円
ユニット型個室	631円		1,970円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや、介護予防を目的とした日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)

介護老人保健施設の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	762円	1,380円	370円
従来型個室	716円		1,640円
ユニット型個室	775円		1,970円

- ※ 送迎(片道)184円など、サービスの内容により加算があります。
- ※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(14ページ参照)
- ※ 日常生活品費も実費です。
- ※ おむつ代は利用料に含まれます。



【居室の種別について】

- 多床室とは、定員2人以上の部屋です。
- 従来型個室とは、従来からある個室で、特別な室料がかかった部屋です。
- ユニット型個室とは、同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)

月額(30日)	9,240円
※ 食費・家賃・管理費・日常生活費などは実費です。	

介護予防福祉用具の貸与・購入、介護予防住宅改修費の支給

【福祉用具貸与】

介護予防を目的として、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

対象となる品目	①手すり	②スロープ	③歩行器	④歩行補助つえ
自己負担	貸与料の1割または2割			

※ 7ページに記載されている上記以外の品目については、原則として介護保険の対象外となりますが、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

【特定福祉用具購入費の支給】【住宅改修費の支給】 → 7ページをご覧ください。

要支援1・2の方が利用できるサービス

介護予防地域密着型サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護や日常動作訓練などを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要支援2の場合）

単独型 5～7時間未満	836円/回
併設型 5～7時間未満	751円/回

※ 食費やおむつ代は実費です。
 ※ 入浴介助加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、個別機能訓練加算などの加算があります。

介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心として訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担（1割）のめやす（要支援2の場合）

6,877円/月

※ 食費・宿泊費・おむつ代は実費です

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や支援、機能訓練を受けることができます。要支援2の方のみ利用可能です。

自己負担（1割）のめやす（要支援2の方のみ）

月額（30日） 22,290円

※ 食費・家賃・水道光熱費・日常生活費・おむつ代などは実費です。



※ 函館市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として函館市にお住まいの方しか利用することができません。

介護サービスに関する情報公開について

介護サービス情報公表制度

介護サービス事業所を選ぶために、事業所の情報が公表されています。

北海道介護サービス情報公表センター
<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

地域密着型サービスの自己評価および外部評価について

認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所は、自己評価および外部評価が義務づけられ、評価結果がWAMNETの開示情報に掲載されています。

WAMNET（独立行政法人 福祉医療機構）
<http://www.wam.go.jp/>

サービスの利用者負担と負担の軽減について

サービスの利用にあたっては、原則としてかかった費用の1割(※)を負担します。
(※) 平成27年8月以降は、一部の方が2割負担となります。(1ページ参照)

在宅サービスの利用限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに1か月間の利用限度額(区分支給限度基準額)が決められています。(右表)

利用限度額を超えてサービスを利用した分は、全額(10割)自己負担となります。

※特定施設、グループホーム、介護保険施設などを利用した場合の利用者負担額は、右記の利用限度額に含まれません。

要介護度	利用限度額 (月額)	利用者負担額 (月額・1割※)
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

※負担割合が2割の方は、倍の金額になります。

1割(2割)負担が高額になったとき

■ 高額介護(介護予防)サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担(1割または2割分)の合計額が高額になり、自己負担上限額を超えた場合は、申請により、超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

※ 函館市の窓口に「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」の提出が必要です。

区 分	自己負担上限額(月額)
生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	24,600円
市民税課税世帯の方	37,200円

平成27年8月以降は、自己負担上限額の区分がさらに分かります。

一般(市民税課税世帯の方)	37,200円
市民税課税世帯で現役並み所得相当の方	44,400円

※ 「現役並み所得相当」とは「同一世帯内に第1号被保険者で課税所得145万円以上の方がいる方」です。ただし、世帯内の第1号被保険者の収入が383万円(2人以上は520万円)未満の場合は、申請により一般の上限額が適用されます。

■ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が高額になり、上限額を超えた場合、申請により、超えた分が「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

※ 申請については、加入している医療保険者(国民健康保険、後期高齢者医療広域連合など)から対象者に通知されます。

サービスの利用者負担と負担の軽減について

食費・居住費の負担限度額

所得の低い方が介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、所得に応じて食費・居住費の負担が軽減されます（負担限度額の適用）。

負担限度額と基準費用額との差額は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

※ 所得に応じた負担限度額の適用を受けるには、函館市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

利用者負担段階		食費の負担限度額 (月額)	居住費の負担限度額 (月額)				
			ユニット型 個室	従来型個室		多床室	
				特養等	老健・療養型等	特養等	老健・療養型等
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	300円	820円	320円	490円	0円	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	420円	490円	370円	370円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	650円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
基準費用額 (第4段階)	市民税課税世帯の方	1,380円	1,970円	1,150円	1,640円	※370円	370円

(※) 平成27年8月以降は840円になります。

平成27年8月以降は、負担限度額適用の要件が変わります。

次のいずれかの要件に当てはまる方は、負担限度額の適用は受けられません。

※ 不正に負担限度額の適用を受けた場合は、ペナルティ（加算金）が課されます。

- ① 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 世帯分離している配偶者が課税されている場合

■ 利用者負担第4段階の方の食費・居住費の特例減額措置について

利用者負担第4段階の方でも、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入所した場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となるときは、申請により食費・居住費が第3段階の金額に引き下げられます。（ショートステイ利用者を除きます。）

※ 負担限度額認定申請書のほか、収入等申告書等を提出する必要があります。

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯
(世帯分離をした夫婦を含む。年齢要件はありません。)
- ② 世帯員が、介護保険施設に入り、利用者負担第4段階の食費・居住費の負担を行っていること。
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費・居住費の年間合計額）の見込み額を除いた額が80万円以下となること。
- ④ 世帯の預貯金等（有価証券、債権等含む）の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

サービスの利用者負担と負担の軽減について

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、申請により利用者負担が軽減される場合があります。

対象者	市町村民税世帯非課税者であって、 ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額であること ② 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと の要件を全て満たし、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方 および生活保護を受給している方
対象サービス (介護予防サービスを含む)	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護(※) (※) 短期利用を含む
減額割合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給していない方 <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額 25% 食費・居住費(滞在費)および宿泊費 25% ※ 高齢福祉年金受給者は0% ※ 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正にともない生活保護が廃止となった方は、居住費(滞在費)の減額割合が100%になる場合があります。 生活保護を受給している方 <ul style="list-style-type: none"> 個室の居住費(滞在費) 100%

平成27年8月以降は、負担限度額適用要件の変更にともない、対象者の要件が変わります。

介護費用の税控除

介護に要する費用が、所得税および住民税を計算する際に控除される場合があります。

(1) 在宅サービスの医療費控除

- 医療系サービスとして対象となるもの
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導
短期入所療養介護(居住費と食費も対象)
- 医療系または医療保険の訪問看護と併せて利用した場合に対象となるもの
訪問介護(家事援助を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護
夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

(2) 施設サービスの医療費控除

- 介護老人保健施設および介護療養型医療施設入所費用の1割(2割)負担分と食費・居住費の自己負担分
- 介護老人福祉施設入所費用の1割(2割)負担分と居住費・食費の自己負担分の1/2

(3) おむつ代の医療費控除

- 寝たきりの高齢者等が使用するおむつ代(紙おむつの購入料および貸おむつの賃貸料)

(4) 障害者控除

- 寝たきりや認知症などの心身の状態により、控除の対象になる場合があります。

(1)、(2)については、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。別に書面が必要な場合は、事業所や施設にお問い合わせください。

(3)、(4)については、函館市の窓口にお問い合わせください。

その他の高齢者支援サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方などで、日常生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする方を対象に、さまざまなサービスを実施しています。

■ 生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送ることができるよう、草取りなどの家の周りの手入れ等、一時的で軽易な生活援助サービスを行います。

- ・利用料 1時間につき 80円

■ 食の自立支援サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、昼食および夕食を定期的に提供するとともにその際に安否の確認を行います。

また、介護予防の観点から、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います。

- ・利用料 1食につき 400円



■ 外出支援サービス（無料）

東部地区に居住する、車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、リフト付車両により、居宅と医療機関等との間の移送サービスを行います。（福祉タクシー等の利用が優先されます。）

■ 除排雪サービス（無料）

生活通路（玄関先から道路に面した出入り口までの敷地内の通路部分）の確保のため、除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

■ 寝具乾燥サービス（無料）

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥等を行います。

■ 緊急通報システムの設置

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯などで、身体が虚弱または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えているため緊急事態に機敏に行動することが困難ななどを対象に、火災・急病その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。（電話回線により設置できない場合があります。）状況確認などの協力を行ってくれる、近隣協力員の登録が必要です。

- ・設置は無料、電話の基本料金および通話料は自己負担



■ いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者がいる世帯（前年の所得税が非課税）を対象に、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造（バリアフリー化）する場合に、その費用の一部を助成します。

- ・改造費用の2/3、上限50万円を助成します。
- ・介護保険の住宅改修費の給付額を含みます。

■ 安心ボトル（救急医療情報キット）の配付（無料）

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駆けつけた救急隊員などが活用するための情報を保管するためのボトルを、一人暮らしまたは一人暮らしに準じる世帯の高齢者に配付します。

※ サービスなどを利用するためには要件がありますので、函館市の窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター（20ページ参照）にご相談ください。

その他の高齢者支援サービス

要介護認定が必要なサービスなど

■ ショートステイサービス

介護している方の疾病などにより、介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な場合、一定期間（原則7日以内）利用できます。

- ・利用料 1日 773円
- ・滞在費、食費・日常生活費は実費負担です。



■ 家族介護用品給付事業

要介護4または5と認定された市民税非課税世帯の方を、在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設およびおむつの持ち込み可能な病院を含む）で介護している市民税非課税世帯の方に、紙おむつ等の給付を行います。

■ 家族介護慰労事業

過去1年間に要介護4または5と認定され、介護サービス（年間7日以内の短期入所系サービスを除く）を利用せず、かつ、3か月以上入院しなかった市民税非課税世帯の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の方に、慰労金（10万円）を支給します。

要介護認定「非該当」の方へのサービス

要介護認定で「非該当」と認定され、一人暮らしなどで、日常生活を営む上で何らかの支援を必要とする方へのサービスです。

■ 生活管理指導員派遣サービス（家事援助）

生活管理指導員を派遣し、日常生活に必要な支援、指導を行います。

- ・利用料 1時間につき 200円（週2時間まで・定期的）

■ 生きがい活動支援通所サービス

家に閉じこもりがちの方などを対象に、デイサービスセンターで、日常動作訓練やレクリエーション活動などを行います。

- ・利用料 1回 500円（週1回・定期的）
- ・食費などは実費負担です。

■ 生活管理指導短期宿泊サービス

一定期間（原則7日以内）、短期入所生活介護事業所等で生活習慣などの指導を行うとともに、体調調整を図ります。

- ・利用料 1日 773円
- ・滞在費、食費、日常生活費は実費負担です。

※ サービスなどを利用するためには要件がありますので、函館市の窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター（20ページ参照）にご相談ください。

その他の高齢者支援サービス

在宅福祉ふれあい事業のサービス

対象世帯の個別の状況に応じて、下記のサービスを提供しています。

① 訪問安否確認サービス

協力員が訪問し、対話を通じて孤独感の解消、安否の確認、各種相談を行います。

② 家事援助サービス

簡易な身の回りの世話などを行います。



③ 訪問理容美容サービス

寝たきりの高齢者などへ理容師または美容師が訪問します。

・利用料 理容1回 1,500円 美容1回 2,000円（年4回まで）

④ 会食・茶話会の開催

高齢者の孤独感の解消のために、町会館での会食会などで、相談やお話をお聞きします。

《福祉サービス苦情処理制度》

法律や社会福祉の専門家が、福祉サービスを利用されている方の不満や苦情などの相談を受け、相談者に代わって苦情の内容を調査し、必要に応じてサービスの決定や内容などを是正するよう勧告したり、サービスを提供している事業者には、市から改善に向けた協力要請などを行います。

手紙、電話、ファックスなどでも相談を受けています。

函館市福祉サービス苦情処理委員事務局
函館市役所3階 保健福祉部管理課内
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 21-3297 ファックス 26-6657

《函館地区高齢者のためのSOSネットワーク（ぬくもりネットワーク）》

認知症の高齢者などが家を出て行方不明になったとき、タクシー会社や消防署、ラジオ放送など、さまざまな機関が協力し、速やかに搜索、保護します。

中央警察署生活安全課 電話 54-0110
西警察署生活安全課 電話 42-0110
のほか、お近くの交番へご連絡ください。

各種相談窓口

高齢者支援の拠点 「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」

函館市では、市内に6か所の「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」を設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、総合的な支援を行います。

高齢者やご家族、地域の方々からの様々な相談に応じ、適切なサービスや制度につなげる等の総合的な支援を行います。生活全般について、何でもご相談ください。

生活機能の低下や要介護状態などになることを予防するために、個々の身体状況に合った健康づくりや介護予防について、サービス調整を含めた支援を行います。



保健師

社会福祉士

主任ケアマネジャー

専門職が連携して対応します

地域の様々な機関や専門家と連携・協力できる体制づくりやケアマネジャーの支援などを行います。

高齢者虐待の防止や、成年後見制度利用の支援、消費者被害の防止など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

次のような事業にも取り組んでいます

高齢者見守りネットワーク事業

高齢者の「孤立」を防ぎ、見守りができる地域づくりを目指します。

健康づくり教室

地域で元気に暮らすために、気軽に取り組める活動を行う教室を開催しています。

地域ケア会議

関係機関等が集まり、地域のニーズや課題・解決方法を話し合う会議を開催しています。

家族介護者のための相談窓口

高齢者を在宅で介護している家族の方から、介護に関する悩みや不安などの相談を受け、必要に応じて専門機関の紹介や情報の提供などを行います。

保健福祉部 高齢福祉課 家族介護支援担当

電話 21-3065 ファックス 26-5936

電子メール kazoku-kaigo@city.hakodate.hokkaido.jp

各種相談窓口

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター 担当地域一覧

(※) 平成28年4月から変更予定

<西部地区> あさひ 旭町4番12号 (函館総合在宅ケアセンターあさひ内) 電話: 27-8880	<中央部地区> こ ん 時任町35番24号 (こんクリニック時任内) 電話: 33-0555 (ランチこん) 宇賀浦町16番21号 電話: 33-4455 千歳町 新川町 上新川町 海岸町 大縄町 松川町 万代町 亀田町 大川町 田家町 白鳥町 八幡町 宮前町 中島町 千代台町 堀川町 高盛町 宇賀浦町 日乃出町 的場町 時任町 杉並町 本 町 梁川町 五稜郭町 柳 町 松陰町 人見町 金堀町 乃木町 柏木町	<東央部地区> 厚生院 高丘町3番1号 (函館百楽園内) 電話: 57-7740 (ランチ花園) 花園町31番4号 電話: 56-5695 川原町 深堀町 駒場町 広野町 湯浜町 戸倉町 榎本町 花園町 湯川町1~3丁目 日吉町1~4丁目 上野町 高丘町 滝沢町 見晴町 鈴蘭丘町 上湯川町 銅山町 旭岡町 鱒川町 西旭岡町1~3丁目 寅沢町 三森町 紅葉山町 庵原町 亀尾町 米原町 東畑町 鉄山町 蛾眉野町 根崎町 高松町 志海苔町 瀬戸川町 赤坂町 銭亀町 中野町 新湊町 石倉町 古川町 豊原町 石崎町 鶴野町 白石町
<北東部地区> 西 堀 中道2丁目6番11号 (西堀病院内) 電話: 52-0016 (ランチ西堀) 神山1丁目25番9号 電話: 52-0242 富岡町1~3丁目 神山1~3丁目 陣川1~2丁目 山の手1~3丁目 赤川1丁目 中道1~2丁目 鍛冶1~2丁目 美原1~5丁目 昭和1~4丁目 本通1~4丁目 東山1~3丁目 北美原1~3丁目 陣川町 神山町 東山町 赤川町 水元町 石川町 亀田本町 亀田中野町 亀田大森町	<東部地区> 社 協 浜町538番地の2 (函館市社会福祉協議会戸井支所内) 電話: 82-4700 (ランチかやべ) 川汲町1520番地 電話: 25-6034 戸井支所管内 恵山支所管内 樞法華支所管内 南茅部支所管内 「ランチ」 地域の身近なところで各種の相談を受けつけ、高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターにつなぐための「窓口」として、中央部・東央部・北東部・東部地区の4か所に設置しています。	<北部地区> よ ろ こ び 港町2丁目2番25号 電話: 62-6161 浅野町 吉川町 北浜町 追分町 桔梗町 西桔梗町 昭和町 亀田港町 港町1~3丁目 桔梗1~5丁目

《函館市の窓口》

■ 介護保険・高齢者福祉サービスの相談および申請について

相談・申請内容	場 所 ・ 担 当 名	電 話
介護保険・高齢者福祉サービスについて	市役所2階 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口	21-3025
	亀田支所1階 亀田福祉課 介護・高齢・障がい相談窓口	45-5482
	湯川支所 湯川福祉課	57-6170
介護保険について	銭亀沢支所	58-2111
介護保険・高齢者福祉サービスについて	戸井支所 市民福祉課	82-2112
	恵山支所 市民福祉課	85-2335
	樞法華支所 市民福祉課	86-2111
	南茅部支所 市民福祉課	25-6045

■ その他

相談・申請内容	場 所 ・ 担 当 名	電 話
介護保険料について	市役所2階 介護保険課 介護保険料担当	21-3033
介護保険サービスについて	市役所2階 介護保険課 介護サービス担当	21-3023
要介護認定について	市役所2階 介護保険課 介護認定担当	21-3028
介護予防・認知症について	市役所2階 高齢福祉課 介護予防・認知症担当	21-3081
介護保険以外のサービスについて	市役所2階 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口	21-3025
介護保険事業計画について	市役所2階 介護保険課 管理・計画担当	21-3041
家族介護者の相談について	市役所2階 高齢福祉課 家族介護支援担当	21-3065

介護保険と高齢者福祉の手引き—平成27年4月版—

函館市（保健福祉部 介護保険課・高齢福祉課）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3041

FAX 0138-26-5936

ホームページアドレス

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/koreisha/>